

令和5年度 第3回会津若松市国民健康保険運営協議会会議録

1. 日 時 : 令和6年1月30日(火) 午後1時~午後2時
2. 場 所 : 会津若松市役所 栄町第二庁舎 2階第3会議室
3. 議 事 : 諮問案件
(1) 第4期会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針について
(2) 会津若松市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画について

4. 委員会出席者 (敬称略)
- | | |
|-----|----------------------|
| 会 長 | 中澤 真 (議長) |
| 副会長 | 平野 淳子 |
| 委 員 | 五十嵐 公一 |
| 委 員 | 江川 清 (会議録署名人) |
| 委 員 | 渡邊 市雄 |
| 委 員 | 鈴木 千秋 |
| 委 員 | 安部 幸子 |
| 委 員 | 佐藤 隆 |
| 委 員 | 曾根 恵児 |
| 委 員 | 小柴 誠 |
| 委 員 | 湯澤 広行 |
| 委 員 | 山崎 雄一郎 (会議録署名人) |
| 委 員 | 梅津 竜 |
| 委 員 | 武藤 理恵子 (以上17名中14名出席) |

5. 事務局出席者
- | | |
|-----------------|--------|
| 健康福祉部部長 | 新井田 昭一 |
| 健康福祉部副部長 | 長谷川 健一 |
| 健康福祉部副部長兼健康増進課長 | 宮森 健一郎 |
| 国保年金課長 | 二瓶 睦 |
| 国保年金課主幹 | 上田 裕司 |
| 健康増進課主幹 | 鶴川 利恵子 |
| 国保年金課副主幹 | 星 正人 |
| 国保年金課副主幹 | 渡部 さおり |
| 国保年金課副主幹 | 芳賀 智基 |
| 高齢福祉課主任主査 | 宇内 裕美子 |
| 健康増進課主査 | 大竹 康晴 |
| 国保年金課主査 | 塚原 奨 |

<議 事>

会 長 議事に入る。会議録署名委員については慣例により、会長の指名推薦としたい。

各委員 異議なし。

会 長 江川 清 委員、山崎 雄一郎 委員の2名を指名する。
それでは、諮問案件（１）と（２）について事務局より説明をお願いしたい。

事務局 諮問案件(1)第4期会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針について説明する。

1 策定の趣旨

平成30年度に国保制度が改革され、県が財政運営の責任主体となり、市町村との役割分担により県国民健康保険運営方針の下、国保事業の運営がなされているところである。こうした中、本市は、被保険者である市民が安心して医療を受けられるよう、市として国民健康保険事業運営健全化指針を策定し、本市国保事業の実施と、より一層安定した運営に取り組んできた。本年度は現指針の最終年度となることから、現指針の総括を行うとともに、引き続き本市国民健康保険事業の安定した運営を図っていくため、次期県運営方針を踏まえ、次期指針を策定するものである。

2 健全化指針については、別添のとおりであり、説明は割愛する。

3 指針の概要

1 現指針の総括

(1)安定的な財政運営に向けた3つの基本方針と取組状況について、①歳入の確保に関しては、国保税率は、平成28年度以降据え置いてきた。また、現年度分の収納率は、目標を達成した。②医療費の適正化について、特定健康診査の実施率など、健康づくりは目標を達成していない状況である。一方、ジェネリック医薬品の利用率は80%以上を維持しているほか、給付の適正化について、レセプト点検等による財政効果率は1%以上、概ね1億円以上の削減を維持してきた。③県からの貸付等によらない財政運営について、公費の拡充などを踏まえ、県基金の貸付、一般会計からの基準外繰入によらない財政運営を行ってきた。

(2)第3期指針の取組の総括については、県から毎年度示される国保事業費納付金に基づき国保税率の見直しを検討した上で、税率を据え置きとし、現年度収納率については目標を達成し、歳入の確保に努めてきた。一方、健康づくりの実施率等は目標達成できなかったものの、給付の適正化に関しては継続して一定の効果を上げてきた。また、一般会計から法定外の繰入をせず、県財政安定化基金の貸付を受けることもなかった。コロナ禍にあっても被保険者が安心して医療を受けられるよう、以上の3つの基本方針に沿って、本市国民健康保険事業の安定した財政運営を図ってきたところであり、さらに市国保事業運営安定化基金を設置して一定額を積み立て、より一層安定した財政基盤の確保にも努めてきた。

2 次期指針の概要

(1)対象期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間で、令和8年度に中間評価を実施する。

(2)指針の内容については、現指針の方針を継続し、資料に記載の3つの基本方針を掲げるものである。

(3)主な取組内容については、現指針の取組を継続するとともに、次の3点を加える。

①令和11年度に予定する県内国保税率の統一に向けて、今後、整理・検討が進め

られる。このため、国保税率の見直しについては、県から毎年度示される国保事業費納付金を基にするとともに、この検討内容を踏まえるものとする。

②収納率の更なる向上として、現年度分の収納率目標値である 92.67%について、令和 8 年度までに 94.87%、令和 11 年度までに 97.07%とする。

③市国民健康保険事業運営安定化基金の活用について、今後の県内国保税率の統一に伴って見込まれる国保税負担の緩和にこの基金を活用する。

(4)進行管理については、毎年度、決算や取組状況について検証し、市国民健康保険運営協議会に報告するとともに、市ホームページ等で公表する。また、県運営方針の見直しなどを踏まえ、必要に応じて見直しをする。

3 パブリックコメントについて意見はなかった。

4 今後のスケジュール

本日の運営協議会で答申をいただいた場合、2月に決定し3月に公表する。

次に、諮問案件(2)会津若松市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画について説明する

1 策定の趣旨

市町村においては、国民健康保険法をはじめとする関係法令に基づき保健事業の実施等に関する指針を、また、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきデータヘルス計画及び特定健康診査等実施計画を策定することとされている。

令和 5 年度は現計画の最終年度となることから、現計画の総括を行うとともに、引き続き本市国民健康保険の被保険者の生活習慣病の発症や重症化を予防し、生活の質の維持向上と医療費の適正化を図ることを目的に次期計画を策定するものである。

2 計画については、別添のとおりであり、説明は割愛する。

3 計画の概要

1 計画の性格と位置付け

データヘルス計画は、被保険者の健康の保持増進に資することを目的として、診療報酬明細書や特定健康診査データ等を分析し、重点的に取り組むべき課題や目標を明らかにして、効果的かつ効率的に保健事業を実施・評価するために定めるものである。

特定健康診査等実施計画は、保健事業の中核をなす特定健康診査及び特定保健指導の具体的な実施方法等を定めるものである。

上位計画である、第7次総合計画や第3次健康わかまつ 21 計画、国民健康保険事業運営健全化指針との整合を図るものである。さらに保健事業を総合的に企画し、効果的かつ効率的に実施できるよう、現計画と同様に 2 つの計画を一体的に策定するものである。

2 現計画の総括

(1)目標の達成状況について、中長期目標を達成するため短期目標を設定した。達成したものが特定保健指導対象者の減少率、脂質異常症の割合など 3 項目、未達成が特定健診実施率、糖尿病治療継続者の割合など 8 項目となっている。中長期目標は達成したものが虚血性心疾患患者数の割合、脳血管疾患患者数の割合の 2 項目、未達成が年間新規透析患者数の 1 項目となっている。

(2)評価と課題について、未達成となっている項目が多いものの、改善傾向の項目もあり、取組の成果が一定程度見られる。65歳以上の前期高齢者が5割近くを占めており、健康課題の著しい改善は難しい状況にある。メタボリックシンドローム該当者とその予備群が35%程度と多く、高血圧や脂質異常のリスクが重複している。生活習慣病の患者数の割合は、40%を上回っており、増加傾向にある。生活習慣病の患者は、高血圧症、脂質異常症、糖尿病の順に多い。

(3)今後の取組の方向性について、引き続き、メタボリックシンドローム該当者とその予備群、生活習慣病患者の減少に向けて取り組み、高血圧症、脂質異常症、糖尿病を減少させることで、脳血管疾患、虚血性心疾患、腎不全の減少につなげ、被保険者の健康の保持増進、生活の質の維持向上、ひいては、健康寿命の延伸、医療費の適正化につなげていく必要がある。

3 次期計画の概要

(1)計画期間は令和6年度から令和11年度までの6年間で、令和8年度に中間評価を実施する。

(2)計画の内容は現計画の内容を継続するものであり、改善すべき健康課題を設定し、個別の保健事業を実施するものである。①特定健康診査事業と②特定保健指導事業については、特定健康診査等実施計画の中で位置づけるものである。③重症化予防事業④糖尿病性腎症重症化予防事業について引き続き取り組み、⑤その他の事業として健康づくりに向けた正しい知識の普及啓発事業等に取り組む。さらに短期目標と中長期目標を設定し評価するものであり、各目標値を設定し、毎年度評価し、次年度の取組に反映する。

4 パブリックコメントについて意見はなかった。

4 今後のスケジュール

本日の運営協議会で答申をいただいた場合、2月に決定し3月に公表する。

次に、事前に頂いた質問について回答する。

問(1) 国保準備金として約2億8,600万円とあるが、今後安定化基金として運用されていくと理解してよいか。

答(1) そのとおりである。国保準備金の残高は、令和4年度末時点で約2億8,600万円であり、今年度から「国民健康保険事業運営安定化基金」に改称して引き継いでいるところである。今後は、この安定化基金として運用していく。なお、現在の安定化基金残高は、令和5年9月補正予算により約6億3,000万円となっている。

問(2) 市国保事業運営安定化基金の活用について

安定化基金については、決算剰余金を積み立てることを基本とし、納付金の財源不足や、今後の県内国保税率の統一に伴って見込まれる国保税負担の緩和のために活用し、市町村が保有する基金については、県内国保税率の統一に向けた検討とあわせて、「整理・検討」が進められており、必要に応じて「見直し」を図るとあるが、「見直し」を図るとは具体的にどのようなことか。

答(2) 県内各市町村国保が保有する基金については、現時点では各市町村国保の判断で保有・活用されている。こうした中、令和11年度に予定される県内国保税率の

統一の検討とあわせて、県内各市町村国保が保有する基金についても、統一的なあり方、例えば、基金の規模や用途などの検討が現在進められている。今後更に検討の上、その方針が示されていく。それに合わせ、本市の安定化基金についても、必要に応じて見直しするもので、まだ具体的なものはない。

問(3) 安定化基金総額を示せ。

答(3) 現在の安定化基金の残高は、令和5年9月補正予算により約6億3,000万円となっている。

問(4) 第5章 特定健康診査等実施計画

第1節(1) 特定健康診査における目標の中で、令和11年度に60%と国が示す目標値、受診率が示されているが、この間40%台で推移している。より効果的な手法を、と記されているが、具体的なものはあるのか。

答(4) 特定健康診査の受診率の向上を図るため、受診者への温泉施設等の割引券配布や、過去の受診の有無など個別の受診履歴の状況に応じた受診勧奨の通知、40歳前の方へスマートフォンを活用した受診意識の醸成事業などについて、これまで実施してきたところであり、その結果、コロナ禍にあっても令和4年度には受診率が向上し、取組の効果が見られる状況にある。

また、健診の未受診理由として、「日頃から通院や服薬をしているため」との理由が多いことから、令和5年度より医療機関で医師から患者へ受診勧奨を行ってもらうためのチラシを作成し、医療機関に掲示・配置したところである。

これらの取組を含め、これまで以上に関係機関との連携を強化し、受診率の向上に引き続き取り組んでいくものである。

問(5) 「地域包括ケアシステム」の構築などのために、①現在、何が問題となり、どう解決しようかと検討しているのか。また、②地域包括ケアの皆さんは業務がたくさんあり、時間が足りない。その現実を把握しているか。

答(5) ①高齢者や障がい者等、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるための支え合いの仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築は、少子高齢化への対応や、介護予防、災害への備えとして、これまで以上にその重要性が増している状況にあるが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域のつながりの希薄化が一層懸念されている。地域の高齢者を支え、見守る体制の構築に向け、地域課題の検討などを目的とする「地域ケア会議」や、介護や医療の専門職などが参加する「多職種研修会」等を通じ、各地域における課題を共有するとともに、地域住民や多様な関係者間の顔の見える関係づくりの強化・充実を図っていく必要があるものである。

②地域包括支援センターと高齢福祉課などは、定期的に情報や意見の交換を行い、現状等の把握に努めているところである。地域包括支援センターは地域の高齢者支援の中核となる機関であり、地域包括支援センターが効果的・効率的にその果たす役割や機能を発揮できるよう、市をはじめとした関係機関との連携や支援に引き続き努めていく。

説明及び事前質問への回答は以上である。

会 長 質問、意見はあるか。

江 川 パブリックコメントにおいて意見を出すことは難しいと思うが、他市町村において

有効な取組（意見が出るような仕組み）があれば教えてほしい。

事務局 他市町村でパブリックコメントにおける意見がどれくらい出ているかといった状況については、把握していない。本市においては、案件によって市民の関心の度合いが異なっているような状況にある。情報発信のあり方について引き続き検討していく。

渡 邊 ①滞納繰越額はどれくらいか。
②滞納繰越分は滞納が続いてしまうと金額が増えていくと思われるが、滞納処分はどのように行っているのか。
③健全化指針において、収納率の目標値が設定されているが、目標達成のための具体的な取組はどのようなものがあるか。

事務局 ①滞納繰越額は令和4年度において収入額として1億3,400万円程度となっている。
②③について、まず現年度の納期限内納付に取り組む必要がある。具体的な取組として、口座振替の加入促進、納付相談機会の確保、臨時窓口の開設、国保推進員による訪問等、また納税課と連携し滞納対策に引き続き取り組んでいく。さらに、財産調査を速やかに実施し、資産を把握した上で、必要に応じて差押えを行っていく。収納率向上のため、以上の取組を強化していき、目標値の達成に取り組んでいきたい。

渡 邊 最大限の努力をお願いしたい。

会 長 収納率向上のための財産調査において、（滞納者の資産を）把握することができているか。

事務局 すみやかに財産調査や勤務先の給与照会等を実施している。

会 長 そのほかあるか。
異論等の意見がないようなので、両案件については諮問のとおり了承することとし、本日、答申していかがか。

各委員 異議なし。

会長 答申については議事終了後に行うこととする。
以上で議事を終了する。円滑な審議ご協力いただきありがとうございました。